

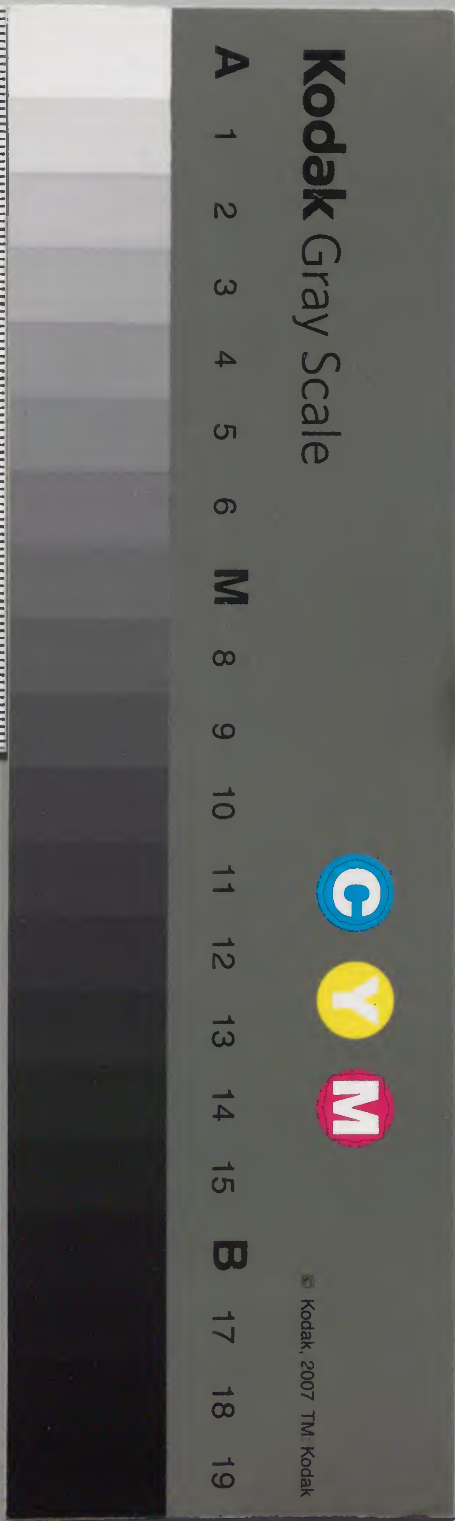
三教則
條

說教要集

大政官文庫		
和	一	一
書	一	五
門	一	一
	二	一
	三	一
冊	三	一
	架	函
		獅

內閣文庫		
和	二	九
書	一	五
類	二	九
	七	一
	九	三
架	函	冊

內閣文庫		
番號	和	11512
冊數	7	(5)
函號	193	508



教部
文庫
清印

和字五憲法序

五憲法者皇國之梁柱也不可

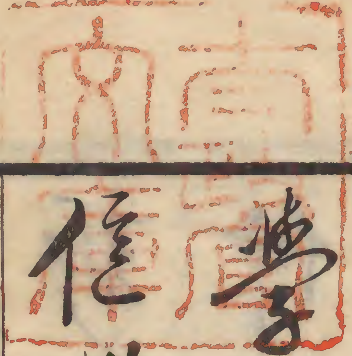
不修理乃為專門神師志厚於書

首選其科注今又刻之可謂

學事之脩理人而大哉此序也

信此誰不隨地長予亦加之序

丙一三九〇八



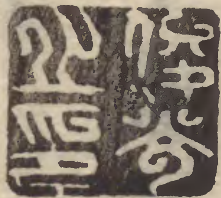
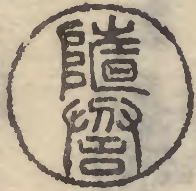
力五憲法序

力

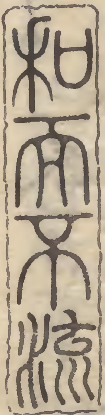
聊以表志言爾于時明治壬申
仲冬

總本山大教正

隨譽



推古帝勅五憲法再刻序



天運也。日月能盈具以爲之。物之盛衰亦
人於賢愚と矣。於於事。已之勅。意。依。能。矣。
可と古禁能洋交。とら。選。用。の。お。良。

皇國上代之國紀子稿

吉岡曰く十卷の旧事紀を
皇太子乃書作にあらざれば

も六百年前の古史なり。依る者ありと云ふ。蓋し偽入りひか
うも。六百年の古史なり。依る者ありと云ふ。蓋し偽入りひか
正あり事。意。を。へ。況。や。西。史。は。十。卷。も。是。大。旧。事。紀。を。選。ぎ。ま。と。ふ
その。な。り。也。也。古。書。に。て。正。か。り。也。且。義。俊。曰。大。事。記。は。三。十。卷。と。り。て。布
よ。り。選。を。せ。し。み。え。し。り。と。云。ふ。蓋。し。八。三。十。卷。ハ。西。史。を。古。史。と。し。て。又。一。つ。は。
何ぞ後人の偽とも起すや。皇太子乃書作と云ふ。西史撰人のかたと。後人の偽

勅五憲法再刻序

の規繩なうし事をおさし。且ハ皇太子能遠
 忌小向ひ。王改鎮護乃御誓願を仰ぎ事
 らん事をさし。数年巡講能間。修善の人多
 く。已ハ弘通さうんならむと。修文庶人々
 ぶぐ。倦ざら令せと。敵慮を。下愚小少。氣
 らさまほく。因う是。然如事行て。弘人出
 とを請ふ人の教ある。其心切。おれおし
 之。皇太子能法隆學問寺。一山能傳を。應

じ。是を皇太子殿中に講せし。と。其。事。お。れ。
 中院能。是。朝。僧。都。能。如。事。能。玉。冊。直。授。さ。ら。る。あ
 く。皇太子能。我。を。名。さ。せ。む。り。ひ。て。い。ぬ。を
 不。な。し。んと。其。舞。足。踏。を。も。り。さ。れ。る。法。之。の
 余。り。と。述。小。官。許。を。系。ま。梓。の。昇。し。て。昔。く
 せ。り。流。し。だ。ら。あ。し。の。は。王。改。能。一。助。も。る。あ
 侍。の。ぬ。へ。し。然。小。序。之。是。田。老。お。守。通。系。と。四。憲。法
 と。能。中。小。心。さ。し。の。齟。齬。の。多。く。會。合。せ。ら。る。事。序

不習。琴の樂器なり。樂と人情を和ぐ。此故よ才一素
 の和道なり。政と人倫と治む。人倫は和道なり。
 先邪るいあり。次子斗と斗柄なり。天不順とめどは。
 このゆゑに才二素の順道なり。此故よ政及と成は。
 天不順と地乃せ。君の言ふ明ひ。若れ行ふあり。婦次子
 月と進と退と。此節令。禮乃體あり。これ故よ才三素の
 礼乃儀なり。人倫の大儀なり。台と三公星は名あり。
 天性と清と。此ゆゑに才四素の政道なり。王道
 此本なり。鏡と明照の器あり。明の神也。照と智れ用

たり。此の故よ才五素の智道なり。政道は大要あり。
 竹と長草。節あり。肉のうづらと。色乃常樂と。性
 強との徳あり。官不阿者との心は虚に。心虚と強く
 一。事ふほと。一。形と常ふは。これ官よ。是る若れ
 らるなり。此故よ才六素の友乃と。王道の大務也。
 冠と位階の器。朝廷は居る。位階と以て礼なり。この
 故よ才七素の位道なり。皇政は極あり。契は土契
 なり。文字は道理と。道理は信小信も。立。信と
 乃理なり。起る。此故よ才八素の信道なり。方法

事法如の山。おの故小身十六事の品道と云ふ。法華
に慈ざるは接なり。鼎と竈の器。二足は以て之の
これ儒佛神法三法おある。儒は五典を明にして。存
世を治む。佛の功後世におよぶ。釋と五教を設て。後世を
みちびき。佛の徳存世におよぶ。神は今乃世の世に
わらるる。同ドの修して偏あるは。此故小身十七
章は法道なるの。法是の政道をまこと。餘は。廉
文法。琴斗。月台。鏡行。冠契。龍花。日車。地。水。鏡。鼎。此
又字によりて。和。順。礼。政。智。官。位。信。謙。事。主。司。德。公。

時。品。法。法。十七。道。法。之。皆。一。やうに。修。ふ。あ。つ。て。毛。道
の。政。道。よ。う。好。ふ。故。小。上。天。廉。角。を。何。う。け。し。聖。德。皇。後
共。小。備。へ。此。は。憲。法。よ。う。し。修。ふ。只。通。蒙。憲。法。の。と。
日本紀に書て。世に流布は。流布は。奉小の。身二條子。
篤敬三宮法事を記し。以ては箇條。これ一版く。小
後まて。おもく。錯乱は。身二條のものと斗文に。斗
文小の。う。ゆ。急。子。順。道。は。な。ふ。天。れ。は。む。地。の。せ。君
能。言。長。う。多。治。り。上。行。ひ。下。ま。く。ふ。の。義。是。に。あ。る。
敬三宮は義と適當き。身十七條の鼎文小の。

白鹿之圖

頂高八尺身長五尺八寸
角枝十七脰每枝根有文



憲法本紀序

奉詔 群卿記

推古天皇十有二年四月。上宮太子奏曰。神武天皇

の上代。君正しく臣誠に。朝政自ら立て。別小憲法は

用るに及ぶ。然る小近世寡卿万黎。天有の正直と失む。下

世よぶてい法度行われ。天有を私と紛を迷く。正及と

失ひ。或い妄りに法度改む。還て治世と乱す。とらん歎

伏して希い陛下の聖徳。佳美の法度改きて。上代よ復ら

えめ給へ。時々天皇曰く。大王の勧め時ある。希い我小

代く之と製せよ。茲小於て上宮太子。群卿と議し。

効五憲法

本

通蒙憲法は製して献上し給へり。天皇大に悦び。再び
 曰く。願ひ諸家のつとめ小別断す。相當の制規と布と茲小
 於て上宮太子。再び群卿と議し。四憲法と製して。五憲
 法は全し給へり。且群卿小示して曰く。正政の本は學問は在
 學問の本は儒釋神なり。是此三法は。天極の自有にして。
 人造の私小非べ。能神武天皇の政小導は。國家は治先。
 人情と正し。黎民と善むるは。實物なり。然まとも互小其
 一は通して。餘の二は知ざる者は。是妄物なり。と習て。是
 誹謗し。交も嫉妒は。故に天政と破りて。叛者となす。大

罪なり。かほ學問はなほよりい。無學の尤なは。志うべ。是
 己が知て好むるは。甘んじ。偏痴して知ざる。是のたぬと嫌ひ。
 自ら廢するものなれば。人ともまめ。其癖小同く。志め
 ひことと欲は。是の化の玉依れ。經中に在る。法の理堅固小
 して。法機小治む。或は直小。或は回。或は見。或は匿。巧
 に世の人情と直し。民の欲と伏し。面を患く。天政の大益小
 入ること。は辨むる。政は。かく。人々の。経博識小
 り。其學ぶ。ふ。お。れ。書籍と空言あり。め。天政の用小預
 らば。なり。熟推るに。機法合。人々の利益を。れ。故に。此法と

此機と化すと然るも。は機小い合じ。又此機は此法に能んが帰伏
 せ。此法よて還て邪見や解る。是又國と時と相應とると。
 せざるやと辨へばなり。又高大小て人道よ益を能ふ小いとも。
 還て大益と能ふ。又近き教ふて人よ益有る能ふ。風土異にそ
 益少し。此異はることも辨へば。偏癩頑なるが故。を記に
 幸も説事め。天理は亦へば恣ふとるも是あり。是今時の
 凡学の能ふ。上代の智者にも。亦天政と行ふ徴と試ばる
 人ふ能ふ。其時れ理よ官しく。事の宜きに任せてある言ひ
 一往道理小い。天理小契と能ふ。是亦は事成せばとて。

皆空言とあるなり。執政は人の能試し。空言小い。實言を
 かり。實言に能ふ。空言と能ふ。要に能之と知。其言
 やるは終と。是人の行跡と尋て用ゆべ。必迷ふと人。
 夫政と古曲小明に。各皆一目的の能。天有の理とて。天命
 の善ふ當る教。皆政典の法を能はば信用する。是亦能れ
 まる。高下直回の國度と時機と異あるも。輒く是非を
 依ま終ら。又天の的よ外も教と。何ほど巧むとも。天政ふ
 益も是れ皆捨る。維今天の的よ中る能ふとも。我
 國法小害有るとの。並ふ之は棄る。神道の我國に本教。

何きれ道よりめ是非すべし。但し天竺の金輪王の大覚典。
 震旦の老子孔子孟子等は天の的の中る大法を説く。我
 各元亦障る句を除去。不障の句を皆用と。神道の詞と
 るは補を^{儒釋兩憲法}と示し給へ。時小天皇詔して曰。
 縦令時運に機及る世やのども。是に背き異法と庸を
 莫き代に行政此の依も改めざれば。天政^{三光}の改^{小契}ひ國家
 豊泰。社稷堅長あるん。然るに若高慢を以て之と經じ。
 新^異則^改て立て政とふに時い。世稔饒を^{社稷堅長}と。社稷堅長
 あるべ。必及る^莫き。同年五月六月十月詔て五憲法を行はふ。

推古帝勅五憲法

通蒙憲法

一曰。和とて貴とて。さうも事あると宗也。人みれ
 黨あり。きと違者きくを。是を以てあるひを君父子
 順とて。くらもくらに隣里も違ふ。さうればよやとらぎ。
 下むつまて。事論ずるにかあひやこのば。則ち
 事理おのづから通じ。何事なり成さるる。
 二曰。和はうけてい。かあらに謹め。君とて天に則る。
 居いよれば地も列る。天これほひ地いよせ。四時明い

和琴

順斗

力五憲法

四

礼月

改台

乃^{なほ}是^{こゝ}四方^{よつ}れ氣^き通^とじと^と海^{うみ}得^え地^ちより天^{あま}を^とお^とん^と
 す此^{こゝ}ば。や^やふ^ふま^まい^いふ^ふれ^れ。是^{こゝ}を^と以^もて君^{きみ}乃^{なほ}終^はる^る
 居^いる^るも^も治^ちる^る。上^あ行^いつ^つて^て下^{くだ}を^とら^らぬ。お^おれ^れ故^{ゆゑ}に^に治^ちら^らけ
 て^てい^いふ^ふれ^れず^ずつ^つて^て一^いめ^め。情^{こころ}ん^んが^があ^ある^るべ^べう^うに
 三^{さん}日^{にち}。群^{ぐん}卿^{けい}百^{ひゃく}寮^{りょう}。礼^{れい}を^も以^もて本^{もと}と^とす。民^{たみ}治^ちむ^むる^るに^に本^{もと}に
 要^えする^るに^に禮^{れい}の^の何^{なに}を^を。上^あれ^れせ^せれ^れど^ど下^{くだ}と^とは^はな^なら^らず^ず。下^{くだ}に^に礼^{れい}を^を
 と^とは^はな^なら^らず^ず。形^{かたち}あり^り。と^とは^はな^なら^らず^ず。以^もて君^{きみ}長^{なが}礼^{れい}あ^ある^るに^に位^ゐの
 次^{つぎ}を^をみ^みご^ごれ^れず^ず。百^{ひゃく}姓^{せい}禮^{れい}の^のま^まは^は。國^{くに}家^けを^をと^とら^らぬ^ぬ。
 四^よ日^{にち}。珍^{ちん}食^{じき}と^と終^はら^らぬ^ぬ。食^けと^とも^もい^いふ^ふる^るを^を終^はら^らぬ^ぬ。食^けを^をと^とら^らぬ^ぬ。欲^{よく}を^を棄^すて^て。棄^すて^てを^を終^はら^らぬ^ぬ。
おれおれとすまはせむるをり。欲を棄て。棄て終らぬ。

智鏡

是^{こゝ}ら^らに^に海^{うみ}松^{まつ}は^はあ^あま^まま^ま。百^{ひゃく}姓^{せい}れ^れら^らに^に
 は。一^{いっ}日^{にち}小^{せう}子^し奉^{ほう}ら^らぬ^ぬ。一^{いっ}日^{にち}す^すら^らな^なる^る志^しあり^り。况^{いん}や^や年^{ねん}を^を
 か^かさ^さぬ^ぬ。と^とや^や。お^おの^のに^にれ^れ松^{まつ}は^は治^ちむ^むる^る者^{もの}と^と。利^りと^とは^はる^るに^に
 常^{とこ}に^に猶^{なほ}と^とん^んて^てい^いふ^ふ味^{あじ}す^すぎ^ぎは^はゆ^ゆる^るに^に。財^{さい}あ^ある^る者^{もの}乃^{なほ}
 松^{まつ}と^と石^{いし}は^は水^{みづ}に^にお^おく^くは^はな^なら^らず^ず。入^いや^やす^す。志^し者^{もの}の^の折^ひと^とあ^あら^らず^ず
 石^{いし}を^をと^とら^らぬ^ぬ。是^{こゝ}を^をと^とら^らぬ^ぬ。志^し者^{もの}の^の折^ひと^とあ^あら^らず^ず。志^し者^{もの}の^の折^ひと^とあ^あら^らず^ず。
 而^{しか}も^もあ^あら^らぬ^ぬ。乃^{なほ}道^{みち}も^も亦^{また}と^とら^らぬ^ぬ。乃^{なほ}道^{みち}も^も亦^{また}と^とら^らぬ^ぬ。
 五^ご日^{にち}。悪^{あく}と^と懲^{ちやう}り^り善^{ぜん}は^は勅^{とく}む^むる^るは^は。古^これ^れに^に死^し曲^{まが}ある^る。是^{こゝ}を^を
 以^もて^て人^{ひと}の^の善^{ぜん}と^とう^うく^くは^はな^なら^らず^ず。悪^{あく}は^は見^みて^ては^はな^なら^らず^ず。

カニ言止

五

きどい。其編治の者も。別ち國家を覆ひ利益。人
民はたやすむとせんをり。偏と依媚乃者は。上
對して。好んで下れ過なせ。下にあひても。別ち
上の失はせしは。かくれぬ人をもれ。君子忠なく。
民に仁なく。あれ大乱の幸なり

官竹

六曰。人おのくそましく。れ及あり。みどれざるやう
に。つらむぐ。其の賢哲。官よある時。すあつら。願音
れ。養者。官ふあま。別ち禍れをげ。世子生
あつら。知そのを。少く。よく。おのく。聖やあ。事には

位冠

大小とれく。人た得て。あらば。治る。治る時。急にも
緩も。賢ふあひて。寛なり。これふ。りて。國家永久
とて。社稷老き。幸なく。故小聖王と。官れき。先
よ。人とりとむ。わづ。氣に。ほ。人た。く。せん。とて。
官を。とむ。む。とは。あ。と。なり
七曰。群卿百僚。よく。朝。おそく。退る。王事。靡。監。
大事の。幸。たり。終日。にお。く。是。と。て。お。そく。
朝。す。ま。ば。急。乃。事。ふ。お。そ。く。退。れ。ば。事
ほ。と。す。

八曰。信と此義は本なり。幸毎に信あり。其
 善惡の成とやぶることは。かあるが信より。群臣とも
 に信何ぞ。何事か成げむ。群臣信なきは。万事
 あつぐ敗る。

九曰。念を絶ち。心ふあぐさず。瞋を棄て。形も現を
 さぐ。人の違ふあると怒らば。人皆おのく執るおれ
 ん。あは。彼を我よめる事。彼死にりまじり。後
 我をたれど。彼非ある。わは必しも聖ふあは。彼
 かみらば。愚にいらず。共くこれんまの。是非

乃理誰うくはごめむ。相もに賢者をれど。彼と
 是非と。是非と。たがひふめぐる。環のは。あま
 が。是を以て。彼を非道にして。瞋をとりあま。
 其非は。とつむ。幸あく。く。我が。是と。非と。
 是非。相も。理ふ。何ぞ。りて。る。り。あ。ま。は。く
 に。あ。ま。は。く。回。く。お。ま。は。く

十曰。功あると。やの。何と。ふ。後。ひて。賞と。得と。何と。
 よ。おの。後。と。賞も。功。ふ。あ。は。ば。罰。も。非。ふ。何。と。は。事。に
 あ。づ。る。群。卿。仰。も。天。と。象。伏。て。地。を。親。て。わ。く。く

主目

かく。官の賞符をゆるすべし
 十一日。國司。國造。百姓と聚斂して。非道ふとの納る
 あとかれ。國小。二れ君なく。君小二乃主れ。天が下
 能兆民と。王はめて主とん。任せらる。官司の皆王乃
 信なり。何ぞあつ。公と共に。私に百姓と聚斂や
 十二日。諸官。任官者。我と彼中。おれどく通。いは
 て。職掌。取れ。或は病。或は使して。幸に關
 あらむ。然ると。他乃。職掌と。知る時。相和て。り
 する。知。は。おとく。せ。我與。同。職分。何。ら。ん

司車

德地

やと。疎。小。と。公。勢。取。妨。る。幸。あ。り。此
 十三日。群。臣。百。僚。嫉。妬。ある。幸。な。ら。ん。我。れ。人。と。稱。と
 先。ば。人。ま。と。我。を。わ。こ。む。嫉。妬。乃。憂。阿。る。こ。と。甚。し。う
 志。て。其。極。と。知。ら。ざ。稱。と。み。する。もの。心。を。智。れ。已
 る。を。勝。ま。る。故。よ。後。こ。ん。ん。德。の。こ。し。こ。り。優。れ。る。故
 稱。と。む。う。人。上。ふ。あ。れ。ど。下。よ。を。良。哲。の。人。と。人
 故。出。け。こ。と。稱。と。わ。く。は。ぬ。く。あ。れ。ば。又。百。業。此。の。ら。に
 一。も。た。と。ん。ば。賢。ふ。あ。ふ。と。も。千。歳。に。一。も。一。の。聖
 を。得。る。こ。と。わ。た。た。き。り。賢。聖。は。人。と。稱。ざ。れ。ば。何。ん

順斗

うつむさうと。其の政和^{くわ}と歸す。物と政^{せい}と和^わぎ
 融^{ゆう}と北^{ほく}と。兆^{てう}民^{みん}をさ^さゆり。兆^{てう}民^{みん}とさ^さまりて。天下^{てんか}平^{へい}也^{なり}。
 二曰。北辰^{ほくへん}と。廿八宿^{にじはちしゆく}也^{なり}。又^{また}星^{せい}と云^いふ。天^{てん}の君^{きみ}あり。天^{てん}純^{じゆん}
 轉^{てん}移^いとつと^とさ^さる。ゆえ^{ゆえ}皆^{みな}君^{きみ}あり。
日^{にち}論^{ろん}は^は公^{こう}小^{せう}位^い。公^{こう}は^は天^{てん}度^どは^は行^{ぎやう}と。公^{こう}は^は天^{てん}度^どは^は行^{ぎやう}と。公^{こう}は^は天^{てん}度^どは^は行^{ぎやう}と。
 めぐる。幹^{かん}支^し三十六^{さんじゅうろく}禽^{いん}のくま^{くま}のうま^{うま}のい^い。地^ち乃^の長^{ちやう}也^{なり}。忠^{ちゆう}と
 列^{れつ}也^{なり}。忠^{ちゆう}は^は行^{ぎやう}也^{なり}。地^ちの義^ぎ定^{ぢやう}也^{なり}。是^{こゝに}北^{ほく}人^{にん}は^は君^{きみ}。人^{にん}の長^{ちやう}は^は北^{ほく}
 理^りなり。故^{ゆゑ}小^{せう}王^{わう}者^{しや}も^も公^{こう}に^に政^{せい}して。仁^{にん}は^は以^{もつ}て^て化^{くわ}に^に居^ゐ連^{れん}
 也^{なり}。忠^{ちゆう}は^は事^じ也^{なり}。義^ぎと^と以^{もつ}て^て事^じは^は天^{てん}の道^{だう}なり。下^かれ

礼月

事業^{じぎやう}は。君^{きみ}命^{めい}を^を守^{まも}り。私^しの^のあ^あや^やま^まら^らい。列^{れつ}ち^ち定^{ぢやう}め^めも
 刑^{けい}き^きは^は上^{じやう}の^の政^{せい}と^とさ^さふ^ふは^はい^い。あ^あや^やま^まら^らい^い。列^{れつ}ち^ち
 匹^{ひつ}夫^ふも^も負^おく。故^{ゆゑ}も^もさ^さる^るは^は天^{てん}の道^{だう}なり。あ^あや^やま^まら^らい^い。
 ざる^るは^は故^{ゆゑ}也^{なり}。故^{ゆゑ}も^もさ^さる^るは^は天^{てん}の道^{だう}なり。あ^あや^やま^まら^らい^い。
 三曰。天^{てん}と^と君^{きみ}と^との^の謙^{けん}と^と守^{まも}り。地^ち乃^のそ^そと^とも
 め^めぐる^るは^は天^{てん}の道^{だう}なり。あ^あや^やま^まら^らい^い。上^{じやう}の^のも^もさ^さる^るは^は天^{てん}の道^{だう}なり。
 則^{すなは}ち^ち天^{てん}度^ども^もあ^あら^らい^い。地^ち乃^のも^もさ^さる^るは^は天^{てん}の道^{だう}なり。天^{てん}と^と君^{きみ}と^との^の謙^{けん}
 を^をさ^さる^るは^は天^{てん}の道^{だう}なり。あ^あや^やま^まら^らい^い。然^{しか}る^るに^に定^{ぢやう}め^める^るは^は天^{てん}の道^{だう}なり。
 矣^{なり}。人^{にん}倫^{りん}と^と中^{ちゆう}也^{なり}。天^{てん}乃^のも^もさ^さる^るは^は天^{てん}の道^{だう}なり。天^{てん}と^と君^{きみ}と^との^の謙^{けん}

官竹

六曰。法度をあつらふはみちる。先上の罪とて。此
 上仁徳を以て。我とのあつらふは。下賊と盗む。
 上公をまがれ。下訟切まが。上盗ふわて。下洗盗取
 刑すれど。目とに千人を刑さとも。賊人つらまを。
 上まがれるにあつて。下れ枉ら制すれど。月とに
 万人を獄すおくとも。罪人つらまを。
 七曰。正し死政乃肝要と。公哲政まが。孫もめて。
 用るふあつたれど。政よあつたはもれ。仁徳
 あつたれ。我好この者小具員ある。勇徳あつたれ。威

位冠

信契

何る者小おそる。義徳あまきま。賄よはらふ。智徳あ
 づれど。巧あるものにくらま。公は徳あるもの。
 賢者なり。賢者と得る。公は徳あるもの。
 得べ。一徳なり。賢者も。亦出来はある。
 用まば。四徳ある賢者も。亦出来はある。
 八曰。刑を以て。政の中。小言を。事なり。あつた
 事小おほま。先皇れ道と。失ふある。天より。政取
 する者。目を法をて。死ふ。公は。刑は
 れも。死ふ。不孝ある。若と。公一の罪と。見ふ

且ろも父母ニや。不忠あると孝ニと。不義なる
父母にや。孝弟一の道するも。忠義ほろびぬまじ。
盗賊とくどくもあれて國小し。其の若く賊とくどくとふく
で別ち刑し。不孝とゆるして禁はまされく。刑罰
する刃やぶて折そるやも賊とくどくをて活る幸とるは。豈あやそ
幸あきれもて。とらふとてまらんや

龍濂

九曰。國はやまきする法本と。又のそるまことれおほ
にあり。その多あやき。米粟こめあわのおるまにりてある。人の
世よの衣いと食くと本もとと財たからと器うつわと。その五ごはりことに

花事

と。然るにまきあると粟あわ飯いん食くで。田いりを耕うがし。食く蠶くわと
やあひ。衣き木き伐き伐き也なり。本もとを伐り家作けさく也なり。金かねと堀ほり也なり。財たから器うつわ飯いん
造つくる。何と以てゆこうに作つくるおさむ。ゆこう小作せうさく也なり
出いさむ。又りづらんと家いへもふるやうあるん。米こめれ直ね
多おほ少すくあれ。刑けいち五ご た。食。本。財。器。やもに随したがひも。禁けいは直ちか
たう。米金こめかねもくあるは改かへり。あつた入用いりようの物と賞あづかふ
を。此こゝに。則すなはち世間よこしま乃すなはち山やまの山やま失うふ。民たみ安やすし。於おて苦くしみ。
あつた。おいて國くにあやうたあや

十曰。米粟をおほくするれ本もとの。又また事ことの非ひもにあり。

カ五言詩正 文

十四

五事少のふは。君小畜へ聚る居あく。民小あそび
のこにこらに者なく。國子荒へおく田畑の地なく。
政よからきおれてなく。種を聚るに。やぶさそのねる
ほく先あるなり。畜をなれ居と用種が。國よ
通用する。實をよとのこおつむるなり。遊み
する民のまは。穀物な費ひあり。あそび地を捨置が。
田畑すのあそびなり。からき捉とおさげ。民小むけて
耕さむ。種をよのこに聚るは。種まもらばして。
風雨の愛あり。むくのこらあそびは。りづらんぞ米粟

主目

多うるる

十一曰。叛乱の本を國やもく民貧しきにあり。國を
民まづりたまひ。財寶な多小集めおと米穀を官を
小法をこら種。蝗するゆゑあり。それ財宝米穀を畜へ
懲ふりた國小任んより。寧おとるも。國小任ん。
畜へ懲ふりた代よ。化負よとて都宮小から此橋
おとせ世小。貸りて郷里に流る。富る民を樂で。
己が身。子孫をこらむ。故りよのおそと。つこら
れそ。まづりた民を。りたねも。身と惜めらむ。

司車

何として上の控はおとすまじき
 十二日。主上は政をおとすまじき。仁小やぐまじりて。
 されなく。学小の天の度地乃行人法の理は以て。
 され先皇は蹟をふも。居は先皇は蹟小みちびき。天
 の天下と安。とこれ兆民を樂まむ。天然小御。
 皇あり御。虚莫は御。王道は隆小に
 十三日。宰職は政はうも給る幸。義に山も。おのま
 なく。学小の禮樂を以て。勅るにおほきと必以。
 天皇の天下は治め給ふ幸よありされ。心を用る幸

徳地

公天

なく。國家の安全にあはざれば。やるはる幸かえ。
 道心よけらば。腹小する幸れ。忠事にあはざれ
 ば。體小する幸なく。慮る所。宗廟乃あやうきに
 るも。この家の幸小けらす。願るお。黎民は苦み
 にあはそ。とが身よあは。おほやけと實に。私に虚
 よ。すべ。とが身は果報を思業とするにあは。は
 十四日。王者は政をおとすまじき。天の政は非は。
 高天の政。天皇。天常立。私あ。とこれ。宰職の政とる幸
 給るは。我政よけら。天帝。天帝。天中主。の政をりて。

為小する事あり。むと此我尔何らざる物を
 ゆえ我は此ずとん。さて敬を致きりぬ。徳は致し
 極れ。己我なく。罪科あり。然るに我はあざる物
 也。其の物とすれば。事恐に。て理をまけ。業念卒し
 ておもひ違あり。上小一乃恐らむ。浮て下れ千の
 り。とやある。上よ。これおもひ違あり。と。さる。下の
 万は。と。みとれる。國の災も。これよりおこる。を。り
 十五曰。造士は。政と。る。事。治。り。義。を。と。敬。小。止。る。自。ら
 の。功。り。多。く。ある。事。れ。一。學。を。あ。り。て。理。よ。と。ま。り。て。

水時

籠品

忠征はふに。かゝる仁ゆ。ておのきれ。一。此と義に。と
 む。さ。ぬ。る。事。あり。上。よ。そ。む。く。老。よ。好。と。あ。り。く。堂
 す。る。と。形。一。己。ま。の。根。は。も。敵。や。一。あ。か。た。ん。
 勅命に進退して。忠義と。い。ふ。生。死。は。あ。す。べ。し
 十六曰。兆民政をおそれば。薄小と。ま。り。て。あ。ざ。む。く
 こと。れ。る。事。農。者。と。耕。し。培。ひ。耕。し。休。し。と。休。む。と
 を。あ。ら。げ。工。者。の。法。乃。ま。り。小。作。り。天。位。子。ら。り。て。地。法。を。立
 う。つ。く。く。あ。ら。ん。て。業。の。厭。し。を。あ。ら。げ。高。者。と。
 荷。ひ。結。む。舟。渡。歩。し。て。取。作。の。休。ま。と。知。ら。ば。慈。者

を同じおむふふ小案一練くすつる事とさくばは
御令よつて。勅を命用ふ事ひべ

法

十七曰。政を學にあそむれどさくば。學れ本は儒道
佛道神道をり。然るに二が中小。一道を好むとのら。
外は二の道をさふふむむ。その惡むもられ。世子有
ちと改移さみて。そはゆるむん事とさくふ。是我
知ると理として。ちと法をねとするをたり。故に
政ふあづる者と。二道やもに通じて。一偏よめて
ゆるるるらじ。おそくくくく。そは一つを好む者の改は

和琴

まげん。政をまぐる時と。王道す。此強勅後らる

儒士憲法

一曰。儒の道い。又きれりとの。五倫乃源をり。又きい
身と修め。又倫法をさむ。五倫と身と立り。人やして
此みちを學ばむ。禽獸のあそむはに。永く君
子は威儀と。そのそのふ。人の和と先と。此
二曰。儒の宗と。理は天柱。法と天度。小
る也。此古聖の學。河圖洛書。小立。天と宗と。

順斗

礼月

神小通して。人此天地の間。靈なる年と曉に故
 あり。是を以て人倫和し。日用小無じ。或は天故
 捨て。唯日用とのひ。神を捨て。若ら人の常と
 ば。学あつて治あり。ちく礼小似も。昆ち遠し
 三曰。儒乃学する年。禮樂にあり。礼は人の儀を
 みちびき。樂と人れ和成せしむ。礼は学て。天乃
 言文よかあり。樂と学て。天の運成にうまふ。我を前
 する。禮なるを。是の威儀と。天理の法を。以て。
 言ふ。天理のなるを。礼よあまひあり。我を和

政台

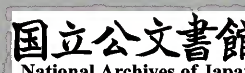
する。樂あり。此の和。天度故乃る。此のなるを。天なりと
 より。我よあまひを。礼と樂と天と我と。あひ成
 て。これ一なり。禮樂天我の四つ。一にあり。を。別道
 なり。もと一なり。あまひを。道理を。成し。これ人倫の考
 あり。禮樂我よあまひを。常を。成し。考よあま
 て。心と。いさか。揉る。時。礼よあまひ。何ぞ。爰に
 道。何ら。舞

四曰。儒とこれ。博識強記なり。と。礼致知格物の勅。先
 なる。その。行要と。孔子。門人の。曾子。へ。告げ。へる。一貫

終あり。中古と。本草内經の終あり。下古と。詩書
 禮樂此終あり。道德書為い。三古に及ぶは。上古と。
 心を煉る至人少い。下古は。理以煉て聖人少
 流。おれと後乃儒と三皇伏羲・神農・返すて。三子
 田公孔子。と執る。此間小偏我何也。三皇小後と三子の故を
 孟子より。と執る。此間小偏我何也。と云ふ。今三皇は於るが故
 に。三子と後とともを煉備故あり。是も
 非もともに入んとするもはあり。 彼の是に及ぶとてん
 終らば。實學は失くあり。その不遠くすは世下
 更てい。待書礼樂とも棄る。あが後儒の利口辨
 舌はもつひて。周公孔子よりも宗教とてあり。制法

冠位

故以てあせむる事なく。聖人の道すは礼
 七曰。儒とてふ者と。孔子は及ぶは及ぶ。吳國を貴
 と。堯舜三代乃てき。この國は異ある先王小歸
 び。故て其の國をい。この先皇は放ちす。礼
 る。吳邦の事を知らず。亦神道と志らざるに依て
 たり。わはやもの。は。異國乃王来て。我國は讐言を
 せむ。故小儒を學ぶ者い。先我儒は天の徳の余にあは
 神農も皇もは吾國
 乃先皇を傳者といひ 學ぶて。この先皇の事實と知はる。何ぞ

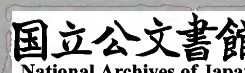


主日

十一日孔子は怪力乱神と評すべしと論語に云え
 たり。その意は常道治論は宗とするが故なり。それ
 外に國小相惡して我神國といふ矣。亦亦をり。其の
 國々を以て玉に相射すに怪き事、神の功用あり。
 説されば別神徳となすも、神は我國の徳に
 神なり。後をせば母元の意とあるに強てこれ向小
 信をのちあが玉に飛人をり
 十二日如神在といふは、愛は神をぞれ

司車

ども。爰小在といふ。文句は勢なり。これい死
 せる者の幽暗れ中にあるを精氣冥境に沈む靈
 魂乃て小向し。莫泉に歸する神は氣流法方なり。
 其の國は神と天子は此玉に降る神あり。此國小
 那玉に神ありて。玉地并輝。其玉に法座
 備す。其玉。初見といふ。皆志す。其玉に神
 在の義と類して。神社小お。其玉。其玉に法神
 法座は神とむ。其玉。其玉の國よお。其玉に法神
 法神す。其玉。其玉



時水

中より乃鬼と申達もえよと云神と云京を以て
 大千鬼魂冥府とひらきやぶる。嗟きとむとん
 古史破るのまに何んぞ。毛然の有物とやぶる。人乃
 極を破る。又法の實とやぶる。改法えを破る。是
 傍の神佛は道は挑で改法えとみざるなり
 十五曰。後儒おもつらく。神と陰陽は雲ありと。故小
 理の躬。氣純躬乃躬あると。昔は法座はまは事と
 つくことあり。又おもつらく。魂と氣血は精なりと。故
 におひたる。死魂の氣血と共は散滅と云つ。

品籠

此れ人間は思量するところにて。神佛乃智より
 法座をたのみぎば則三輪。大己貴 乙瀬 精田彦 立
 中より法座志るに死魂散滅せ。別菟狡。八幡 芳野。
 安用 何ぞとむ。志るべ則天神は誓ひ。地祇不信
 伏する事。是より改法堅と云ふあり
 十六曰。孔子。西方は聖人と稱す。老子の
 龍乎と不共信ふ。然るに儒は學ぶ志。能信するは以
 て務とん。或は又家云ありと云ふ。孔子の聖人あり。列
 子の真者あり。何れもあに為つ。いひて信するの終

と神はきよきこととれ也。心殿の神の徳界なるを。
奉供と神は氣生あり。亦乃又の法一も皆正し
くしてつる事。ゆるに礼とひては

政台

四曰神の事。法みちは謀信乃る。法よきまりて。
う後ぐし。神境をたのらば。是ははる事。聖人
なるあさす。況や凡夫と也。故おあらうあるが如
くにして。誠信よとて。備ま。わらうぐし。神意とはうる
もれと。神意にうゆとん

智鏡

五曰社行の法。恭敬より。神とこれ。ま。め。の

鏡あり。と神より。て社事は百箇。これ靈事也。
等宗の仕方とて。といづんぞ。あ。む。故。よ。宗。意。と。極。め。
恭敬なつとん

官竹

六曰各は法則い。不。無。と。や。の。あ。る。に。あり。つ。て。ゆ。る
己。各。と。い。火。の。忌。食。は。忌。行。の。忌。浴。水。乃。奉。則。純。文。
これなり。火の忌い。生れ忌。死の忌。血の忌。月水の忌。獣を食せる者。それ。は。穢。有る者。と。火
坂。因。く。せ。ぎ。法。を。り。食。は。忌。と。毛。畜。羊。馬。犬。牛。の。類。
臭。坂。食。と。行。乃。忌。い。煙。事。と。け。血。穢。産。

力五憲法 申

三十九

穢よふまじず。戸取小ゆるぐ浴氷いそむく連舟。

七日。二十七日。二十七日。流深きる幸と行ふ。則い後除し祝

言をよむなり。社人の清めをきふ行ひ。時小桑清す

るもれい。清めよ混りありゆるをふさばは神とあぶら

う。身取ほらばまある

七曰。祭供れするやと行い。常小の神恩と謝し。別て

は災禍災もらぬ故よ祭る時々。別有来る法のごと

くに。疎略事と用ひず。軽し疎ある事をかきん。

法供の儀い法のごとくに。やぶらんにとむまれ。

位尉

信契

儉約とくまらず。みとあへれ修とる候あくつに。日の

堂の法おもわうとん。みそ解し小用ひて。法及具は。

守保てれとあふ納おふん。河原よ流るこれとれは

流す。神をふるると。甚悦換和以して。眩眼荒威

此事あふれ。是神とまづるれ法をり

八曰。神事法説い。文ふごころ。めくにして。事とのぶる

小。義理をつきそつと。説事あふれ。神代を正直に

時をり。事法記し。ましく史よ。義理の文とあきん。後の

人々。異國の文をまじ。それああらむて。理會を記し。

く。毎年神を祭して。神の望と望を望に急して
 鎮座と為。或を急と体むとは。別ち神賤之くして
 利なり。あふ久くして。緒神をふくむて。社頭は法
 里給ふ。其の國々各元の必なり。神若天よりまを
 ぐ。別室祓屋す。國は威さるんを。吳國來り
 侵さん。海あふむ

司車

十二日。天下の宗廟は大連これ。ほのふ。大社。大徳
 小徳。大仁小仁これと宗。國社と。大仁小仁。大礼
 小礼。あふ。す。大神大初。毎位階の神

徳地

官と社よつ。無階にて事。神と種する。國は
 十三日。神明い。おの社を。天の君子なり。神職の者
 大覺を。儒と人倫を。汝が宗源を妨げ。
 又各元。此のつ。時有て。此國は。佛は
 佛典は興起すると。嫉み。儒文の弘。佛は
 ほうんある。後神を。は。後他社

天

順斗

て佛能れ食とほとむべしとす
 二曰釋典と三國の通じて宗やと後たり。百機の由
 極なり。賢者の賢にして覺道はとむべし。愚者の愚
 にして因果とあそむ。強ひて政道はみちびき。治め
 ばと万機を正しうし。故小諸國諸王と社と教ふ
 こと興廢と僧道とあり。僧ある者道と守つべき。佛
 法理はうしあひ。法を失ふ。僧もよとあらず
 三曰戒と諸佛極はきつるは門なり。故法身は
 舎那の華藏小先説盧舎那佛蓮花臺世界より。先戒品と修多羅と梵網經のそと應化乃

政台

釋迦の鹿野苑小先説應化と釈迦と應身佛あり。鹿野苑に於て小戒と先説と修多羅と是と
 以て衆僧と戒法と多僧は教ふ入る。戒とあはれど
 僧とあはれ戒とあるはこれ僧たり。戒とあはれこれ僧
 に何ら心と戒と依り理り。徳と戒と依り成る。無戒
 破成は沙門と。いまとあはれと化と。何ぞ人を教
 むや。此國と善は遊民あり。王者は教法たるを
 四曰戒定慧と佛典の大綱あり。機小修ふの宗教。
 千万は科あり。大綱は離たぢとや。此の別とと病あり。
 戒たるは此定の。此の定あり。定たるは乃

智鏡

慈と。これ礼慈あり。戒定慧の三学立る。佛門立。
三学壞して佛門あらず。

五曰。講をなす。とねと。僧尼。信男。信女の四部。故講習
して。僧俗と。戒律の義と。定慧学との終あらず。

しむ。真俗中純三諦と講じてい。在家。出家任と兼
中純。間ふと。佛と。あらず。十界故講じてい。

三悪あひ 地獄 餓 鬼 畜 生をらふ。三善ぜん 修 羅 人 間 上を業ふ。二賢けん 智 同 縁 乞

故あのみ。二聖せい 菩 薩 佛と求めむ。四息しつ 父 母 及 畜 生 息 四 王 息 三 宝 息と講

じてい。父母と。らふ。王者故と。まふ。人倫と。勅め

三宝小留きしむ。又善故講じてい。又善い。五戒なり。五 善 量壽經小又えり。

と講じて悪故終しむ。五心を牟尔。為求。改。氣。深。淨。等。流 の。み。ん。あり。故。は。因。成。性。得。と。ら。ふ。

講じてい。性理を曉し。因成性得。此境界小住せしむ。

此聖者乃他と。まみちなり。或とおのまご執

する道理よまごせしむ。七佛の通じある教

あらば。おそくく。佛と。して小徑とれ。檀越故

して。聖人とれしむ

六曰。僧階と。もと。戒よ。依も。立。し。ま。ご。姓。少。く。は。

て。ま。ら。ず。比。丘。上。座。一。沙。弥。下。座。は。古。佛

官竹

法節なり。或は朝寵とすもの。或は威記と忍み。
はぎて位座應對はるるべし。これ何ぞ佛乃徒
ありむ。即ち俗徒は

階冠

七曰僧ハ一體三寶

三寶一味小して 一體ありとすに住し。住持三寶

本

の仏性たるは法刺 發深衣の傍とす

幸つて。んうまが。身おとすべ。晝

夜つとめて。時はうらさぐ。於くも俗民と農と勤め
て僧おありふ。僧とぬと念で。僧法を法と免すんい。
それ罪のさく。不邪し。僧若飛とおそ社とれど。檀
越の罪遮るると後あり

信契

八曰僧をあるとて。深くあつ絲て。古佛の在は度は
見よ。報佛報去なき幸れ。或は理解して。他ふ右
佛あり。自性是なりとす。又諸佛とこれ理れ名。
其の人好しとす。も成佛の人なくべ。汝悟て何若
や。あむむ。又云。佛は感應あり。これ理の感應也。
とす。まこれ因果はむるにあり守る此見あり也。
す。よく信し住して。法佛は三身の境界とすんよ。
九曰。一佛小帰し。一法は依も。悉地と成す。幸。これ
佛典は一義たる。是は一行三昧と名く。り。虚妄よ

様龍

何らば。又大さふあらず。新氏の学におして大道を
 せむ。王道行政よおしての利何らば。佛々聖々中れ聖
 あり。我卑の道れ。公々中れ公あり。私小の理れ。
 菩薩僧々君々中の君あり。俗野乃躬を。己にそ
 諸悪莫作。衆善奉行。みつらふと清く。おれ
 大道なり。大道いほさはずべくなつ。一行を列す
 法。

花事

十曰。佛典ふ冥府を明し。惡報を昭す。不義は者。
 をしはみちとて山とくも。よく冥府乃惡報は

目

知る時と。惡事ははある。又佛界を明し。善果は明
 け。聖智は者。学習の業とまの。よく佛
 界善果をす。則願々善報おとす。僧志み
 どりによきと。妙経とて。冥云と。おすまふれ
 十一曰。大藏小。如来一代乃。雨と。晴は清む。敵を伏
 し。乱を治る。咒法ある。賢僧おれ。修す。て。陰
 返得。世々に。あり。これ佛典と。天服。神歸。龍
 歸。鬼降。龍たり。或と。その。は。何と。て。の
 冥府幽地と。とも。實は。あ。と。む。や。と。陰の。有。と。

功五憲法 釋

三十八

司車

僧者れ徳よあり

十二曰。小乗と。神と。しめ。沙汰よりも難んじ

大乘い。高地は知る。貴で菩薩とい。吾國と神國

にて。佛れ本の神る。菩薩の初と修し。末よむく佛と成神あり。花履修れよ夜神をぬし。是も兼満神とふ。佛

乃法の神有。素化の神あり。佛小乗と。其の國は理しとふ。

きと大乘と。學び。ものたら神明はあつとふ

十三曰。大乘に。勝る方便あり。念佛淨土密咒を。

真言罪は消し。大乘妙經い。樂とあつとる。説法のふ。

おほそふきけむ。罪は加るに似たり。實ふおもへむ。

徳地

公天

すこぶる罪とされる。念願は因縁薫く引く。ほひ

急とあつとめ。善はねとあふよ入信。義智れ道は終

しめる悪人と。それよ何とぞれむ善小入る。痛

どるもは妄よやむのべ。七佛れ大道と。あつとむ

十四曰。辰且の大徳。佛經と釈するに。それと理解

して。正解と。あつとて。寓言と。ゆるあり。佛と聖が中れ

聖あり。何ぞ虚誕と。やむ。又神が中れ神をり。造る

おとほあひ奉れ。佛説と。実れ中乃真なり。

事と。くりに奉の。ごくと。あらむ。いさ。志きりに理解

木朝

時水

さらさらたる。すかたらち安しね川
 十五曰。外道ゲドウ地獄ジゴクの後セツ返ヘンをさうと。と社シャと方便フワンの説
 とらうまう。方便フワンれ名目ナメツとはるまで。なまらも社返セツヘン返
 に有アリとれさ目メあるさうさう。はら僧ソウあも右ミチ子コ同ドウじき
 見ミおありてあたらさる。汝ニなんぞ梵ガン学ガクふうと社シャや
 持チの方便フワンれ目メい。ふより大オホいゆき。大オホいを佛ブツ子コゆく。
 持チの階カハ級キウとさすれ名ナあり。無ム法ホウ作サクと那ナと有ユとせば。
 あまいと社シャ僧ソウやうとものさう。あまらう別ワケ人ニとあまらう
 小コあまらう。と一イツ或シと儲タカラ子コ欺オソく社返セツヘンをさうと。と社シャも

品籠

社シャ鬼キも。何ナニぞ是コトとさうびて。聖セイ王オウ世セ学ガク社シャ説セツといひあむや
 十六曰。辰チン且ニ宗ソウあり。推古帝スヒコ時トキ日ニ本ニいひまら。宗ソウとさうも
 つとのい。そ社シャ執シツするあま社シャう。あまらう義ギ理リのあまらう
 極キョク火カと社シャなり。社シャまらう自ジと社シャとあまらうびまら。あまらう
 社シャにまらう。宗ソウ社シャ社シャ。獅子シシの身ミ社シャ中ナカの虫ムシや。己コノ小
 生シとて。おのれと食シキ己コノとさう。又マタ兩リウ虎コ社シャ幸キョウに似ニたり。互ニ
 小コららびて。傍ナドの狐キツネ社シャとあま食シキとれる。又マタ檀タン越エツとて闘ケン
 志シむらにまら。團ダンれみとれい。是コトより起オキる。佛ブツ道ダウ社シャ破ハと。
 王オウ政セイとあまら。とらう。と我ガ小コ入ニ社シャ社シャとらうとらう。

法

十七日。佛ハ。伏羲

伏羲の先は聖人なり。是
本事と後述ふとの事也。

老孔と祀ル。廣弘明
集清淨

法ハ経也。老孔ハ。もと西方に事するの終へり。

西昇經。吾師化
て天と遊と云ふ

列子。孔子。西方に聖人
ありとの終ふこと也。

志ハ此バ儒とそまじつらんぞ佛理小

きとつとむ。佛ハ。天神ハ聖位ハ親臨へり。神ハ佛の皇

天ハ代々下化し終ふことハ託宣し終へり。志ハ此バ神も

佛とそ此佛及のそ。佛ハ五心也。又善ん
なり神乃又心と同ド。

則儒の又常あり。佛乃五大は。神ハ又行。儒の又行也。

佛と神と。儒と。本一なるなり。故ハ小きと大しと兼學べ。

兼備ふと此ハ。列理とつとん

附言

勅小曰く。朕幼弱故もて。教ハ大綱を継だ。爾来何故

以テ萬國ヲ對之し。列祖に事へなむ。朝夕恐懼

堪ばるなり。朕今に百官諸侯と度く相推す。列祖

神御偉業を継述し。一身ハ艱難辛苦故問は。親ら

四方を經營し。汝儀兆を安撫し。遂ハ千里の波濤故

拓開し。國威を四方に宣布し。天下ハ富岳ハ安きに

置むことハ欲し。朕一度足ヲ攀ハ。非常ハ驚きた。朕

志ハとあるを。汝儀兆よく朕志ハ。禮認し。相

て私見と去り。公義を採り。朕が業は助ち。神州を
保全し。列聖は神靈を慰やまんぐ奉らるれば。幸甚。

辰三月二十四日

かゝる勅意を拜承し。切に感涙おもゆべきは。この
何れに任し。何れをも身命を奉り。此大恩に。心は
ばる者れ。ききて。耻るべきも。激げき発し。有志を以ては。
隨喜は好し。随分謝徳の志。以て策勵すべし。

勅して非常に驚す。朕の志。はなはた。この終ふ。
惟の悲愴せざるべき。古語よ。非常は言ひ。人の耳みみは逆さかす。

神あるは此言。地は八耳皇子。夢殿の内子。金仙は

告つげはるも。非常を志し。神祕乃神文を以て。天神

冥界は此言を悟す。一家の記録に依る。皇上は

實事は記さる。其天相高妙山の上。虚莫天とて。初見。

九天六地は相分明ある事。嘗あたはさんぐ如し。悉くは

常人は耳に達ふ。只知る人。を志す。若は大紀を

抄て。旧事紀。古事記。日本紀。乃三略書（古事記）。小依（小依）は

吾國祖神とて。まは子属を好し。なまに似たり。いと

あれど。天主と天地を造る。人種を産うむらる。此は

此二書多。天地開る時子生所神也。天之御中至尊と
 して。天主所造れ天地中に生るる神とあり。故
 天主は所屬とあり。然るに敬神愛國の勅言に違む
 多。聖神茂國とあり。に何れにや。若此大本紀に依る
 天地未開先神二代。次尔正一の天地と并れ神俱生。
 獨化各七代中の第四代九天中の
身五重天。此兄等は男形。才るに
 女相創り現れ。然るに彼王始り男女相産する。
 漸くは身三代の神小つれ。故尔吾元祖神より
 見れば。彥神とあり。然るは尚一は彼を稱して。天神

の部入るとある。再往は六地中此位あり。いに
 中をれば。彼の創世記に曰く。首日小。上帝天創り天地を
 造る。其地虚曠也。淵滄海。晦冥也。此後は晦冥といふ。
 故尔知悉九天乃光潔。何れに。六地は冥にあり。又上帝曰。
 照育水面といは我六海の一あり。又曰。即光其光為晝其
 暗為夜。有朝有夕と。是九天光と。六地乃冥とあり。二日小
 上下水相と。六海の異なり。三日小。陸地為壤。謂
 水匯為海。其地生草。四日に分晝夜。令三光麗天。五
 日小。造水中。魚類。六日小。造六畜昆虫走獸等といふは。

吾地神は神用あして。文已小晦冥よりの九つ光際乃
所任にあつた。徳山のふ経中にも。六地已下は神をい
る才七代乃属と称る。敬神愛國法 勅意正々成に。
然る三紀を略し伝ふ。彼が耻うしめは交むりい。志うん
此大紀の選用とべき旨はもつ萬國卓立は 勅意満足
乃一助に成むることを。花頂は神阿士。二十五年の勉強
はもて。大紀の徳を顕し。且東京は遠くも月あふべし。
文部省官は彼印を無誤す。傳聞乃有志。もはら
尊厳し感称さぶと云ふ。予も亦此構境を。今は

盛業は見まほさ小堪は。はしりや上元復古は時。
王政一新の天運を開き終ふ。折しも 聖徳皇太子は
遠忌に中らる。神武帝復古の憲法。儒武のよ
隠没き。二百二十年來は廢は興し。千有餘年乃神
秘と顕は奉。一新法を遂とむむ。天皇の擁護とや
いふ。聖皇太子は冥加あむ。方今未曾有一新乃
大活眼。萬國拓開の威勢を輝し終ふ。此官印に懸知
し奉ふ。神武帝は神靈ふらむむ。何を以ての
は書業にむむ。その伝む。狭き袂は包み細くぞ伝ふ。

殊りと此報國のつめに。身命をさげるときは時運あり。
祢ぶくとい上天欣求れ足身。おくれき意は法もむりら。
競ひて 勅意を成るるを励まし。指とれて 龍顔
法をまをあしむ。羊坂待望しや。げらるるは閑の憚
もの。霧立道は。前後めりぬ。癡言は。けりて。志し
つむいんと。進むるは。けりて。舞

壬申六月天赦日南都東大寺四聖坊

紫磨黄金院

僧正義海謹誌



附

羣書一覽一

此書の題の如く、書名巻数等知らしむる書肆の急用
にして、義子於て正依するものあり。綴者惑ふ事

義俊曰。大舊事紀。潮音の偽作ありと云ふ。此の

何れ。楠氏此大紀三十と見。その中別々未然本紀

坂用ひて。大軍と策り事。太平記後醍醐帝山門子に在せし時
山僧四五輩に命じて紀せし

ふ。ふ出づ。又軍旅本紀を用ひて。武威は異邦小称せし。此

是と賢息正行正行子遺属せし事。楠氏七卷傳子

紀に所謂楠公を元弘年間の人ふして。延宝に潮音ふ

先立事。四百年をさしむ。其四百年後の人此偽造といふ

事。又皇太子此題に。先代舊事紀あり。大成經は

名い。太子薨後。應議勅許あり。又推古帝廿八年。聖德

皇太子奉勅。修あまは。官ふい。天皇と始奉り。聖皇

太子馬子。御食子。川勝鎌兄。六家記録司。日本紀より書曰と

の序より同紀と又僧小い。惠慈。豐國。儒よい。學寄等。衆議は

制五憲法の序小も。あまが故よ。各家草稿の本矣にして。往

往。聖皇曰。又天皇詔曰。等や記せるに。獨製し。記せる

的證あり。應知。一首半句の詩文と。草稿数小及ざり。況や百四十卷の

然るに入鹿の乱り。焼盡は。い。此諸家の草稿は

知。あまが故よ。日本紀廿四卷曰。藤我大臣蝦夷等。臨誅悉焼。天皇紀及

百四十卷。而今所流布者。只七十二卷。蓋纂疏所焼。殘皇者指焉。具別記。例せば。秦始皇帝。天下の儒典と

焼盡せらる。今現る。緒國小充滿。今此

大部現本。野山按察本。由緒別記。鷓鴣本。長野本等。此三古異

本あり。其年代知まば。古本。或い。元和。宝曆。天明の寫本。

刺本。潮音鷓鴣本と。な。て。長野按察の二本。校合せり。若十六卷。い。天神地神。并。高

妙山等の造作する所。此相と。あ。い。回。古。日。三書。小畧する所。あ。い。方。今。の

大急務。卷數區々あり。又紺紙金泥等。此諸本。諸山神社。小秘

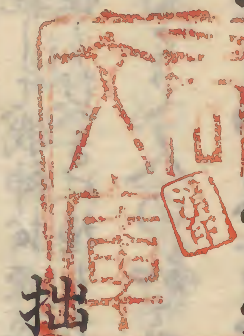
傳。と。と。枚舉。と。と。且。延宝の焼滅。偏學。獨。執。政

改。私。せ。む。也。武。權。小。橋。る。も。け。所。為。に。て。根。本。神。書。と。因

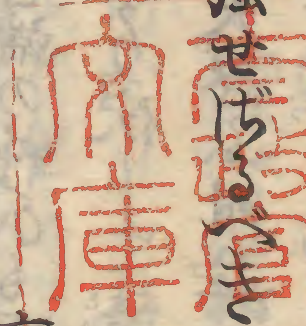
は。る。過。一。新。す。べ。き。れ。才。一。なり。方。今。天。運。復。古。の。神。威。故。

万国小振起。勤王護法の至要。天下れ有目熟覽。後人れ潤色と。真偽との論小至て。古書異見

選舉とるまじ能ざるの事あり。全書とて偽とて國
室の古色。根本草稿と因よりて。清ふ勤よや
神孫。近來衆議して。まゝ宮及取とらふ。後人の言はら
かかれ。況や千年に古色。神事の故典。何ぞ熟覽
せざるんや。何ぞ勉強せざるんや。神阿謹評

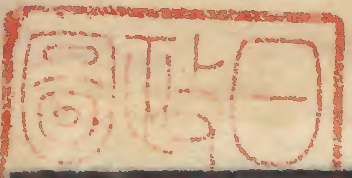


拙堂文話



齋藤記

本朝文章以上宮太子憲法十七條為最古憲法
之成在。推古天皇十二年實當隋文帝之末年
故其文有漢魏遺風矣。文此言可謂至當哉



西京

書肆

丁子屋榮助

